

# 荒川区不登校支援ガイドライン



令和6年3月  
荒川区教育委員会

## ○はじめに

令和4年度の国立、公立、私立の小・中学校における不登校の児童生徒は、約29万9千人となり、過去最多となりました。また、学校内外で相談を受けていない児童生徒数が約11万4千人と高水準で推移しており生徒指導上の喫緊の課題となっています。荒川区においても全ての子どもが将来への希望をもち、その可能性を伸ばしていけるようにすることが大切です。特に、不登校の児童生徒には、学校・家庭・地域の大人たちが協働し、一人ひとりに応じた適切な支援を行っていくことが求められています。

本ガイドラインは、不登校の児童生徒に関わる教職員や保護者等が、支援の在り方についての理解を深め、連携できるようにすることを目的に作成しました。

## ○基本的な考え方

### (1) 不登校の定義

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と文部科学省の調査では示されています。

### (2) 不登校児童生徒に対する支援の基本的な姿勢

不登校とは、多様な要因・背景によって、児童生徒が「結果として不登校状態になっている」ということであり、その行為を「問題行動」と判断してはなりません。不登校は、その要因や背景が多様・複雑であることから、教育の観点だけで捉えて対応することが難しい場合がありますが、一方で、児童生徒に対して教育が果たす役割が大きいことから、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働き掛け等を行うことが必要です。

学校・家庭・社会が共感的理解と受容の姿勢をもち、不登校の児童生徒に寄り添うことで、児童生徒の自己肯定感を高めることが重要です。また、周囲の大人との信頼関係を構築する過程が児童生徒の社会性や人間性を伸ばさせ、結果として児童生徒の社会的自立につながることを期待されます。全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、学校における環境の整備が図られるようにするとともに、個々の不登校の児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが重要です。

### (3) 「未然防止」や「早期支援」の重要性

児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的な自立へのリスクも存在します。そのため、新たな不登校を生まないように、多くの児童生徒が学校(学年・学級)を魅力ある場所と感じられるようにする「未然防止」の取組を進めることが必要です。また、児童生徒が支援を求めているにもかかわらず、適切な支援が行われないために、不登校が長期化することも考えられます。不登校の予兆への対応を含めた早期の段階から組織的・計画的な支援が必要です。

# 目 次

P 1 . . . . . はじめに

P 2 . . . . . 目次

## 第 1 章 不登校の未然防止、早期支援の取組 教員向け

P 3 . . . . . 不登校の未然防止

P 3 . . . . . 不登校の早期発見

P 4 . . . . . 不登校の早期対応

## 第 2 章 不登校児童生徒への支援メニュー 教員・保護者向け

P 8 . . . . . 登校サポートルーム

P 9 . . . . . 学校からの授業配信（オンライン授業）等

P 12 . . . . . 適応指導教室「みらい」

P 14 . . . . . フリースクール

P 15 . . . . . フリースペース

## 第 3 章 出席の取扱いについて 教員・保護者向け

P 16 . . . . . 登校サポートルーム

P 16 . . . . . 学校からの授業配信（オンライン授業）等

P 16 . . . . . 適応指導教室「みらい」

P 16 . . . . . フリースクール・フリースペース等

P 18 . . . . . 出席の取扱いに関する Q & A

## 第 4 章 保護者の皆さんへ 保護者向け

P 19 . . . . . お子さんが学校に行きたくないと言ったら

P 20 . . . . . 相談窓口一覧

## 第 5 章 補助資料 教員向け

P 23 . . . . . 取組紹介

P 25 . . . . . 登校支援シート

# 第1章 不登校の未然防止、早期支援の取組



## 不登校の未然防止

### 1 「つながりを大切にした学校全体のきずなづくり」

教職員は、日々、児童生徒にとって「魅力ある学校・学級づくり」を目指して教育活動に取り組んでいます。その願いや思いをより実現させる取組の一つとして、教職員による「居場所づくり」と児童生徒自身による「きずなづくり」を意識した教育活動が挙げられます。また、教職員と保護者との持続的な関わりを積極的に行うことが必要です。そのことによって、児童生徒、保護者、教職員とのつながりが生まれます。

### 2 「未然防止」の視点

#### (1) 不登校を防ぐ、魅力ある学校づくり

不登校の未然防止のためには、魅力ある学校づくりを進める中で、児童生徒一人ひとりの自己肯定感を高める。

#### (2) 心のサインを見落とさないようにする

日頃から深めている児童生徒理解を生かし、一人ひとりの学校生活全般の様子、心身の健康状態、不安・戸惑い・悩み等の把握に努める。

児童生徒の悩み・不安の把握

あいさつや会話の反応や表情

毎日の健康観察

学級活動や学校行事への取組の様子

昼食時や休み時間の過ごし方等

「ふれあいアンケート調査」・教育相談

作文・日記・ノート・作品

## 不登校の早期発見

### 「早期発見」の視点

(1) 休みがちな児童生徒に気付いたら、学年で相談するなど組織的に対応することが必要です。

(2) 不登校の原因探しに捉われることなく、学校と家庭が連携していくことで、児童生徒の早期発見が期待できます。

(3) 適切な登校刺激を与えることは効果的です。しかし、強い拒否反応が見られるときは、引きこもってしまう場合があります。

## 不登校の早期対応

児童生徒に気になる様子が見られたら、その児童生徒の情報の収集・分析を行い、その結果に基づいて速やかに支援計画を立て、支援を開始することが重要です。不登校の児童生徒の欠席は、他の児童生徒より早期対応が求められます。（7ページ参照）

### 1 児童生徒の様子を観察

児童生徒が出しているサインは、SOSとも言えます。児童生徒のSOSのサインに早めに気づき、その要因について情報を集めることが重要です。

学校では児童生徒が登校する際に、校門や教室において挨拶する際に表情の確認をし、コミュニケーションをとるなかで個々の児童生徒の小さな変化に気付けるようにします。

その他には、「身体・健康面」、「心理面」、「社会・環境面」で児童生徒がSOSを出していることがあります。

#### <SOSの例>

- |                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 授業中に眠ることが多い  | <input type="checkbox"/> 登校をためらっている      |
| <input type="checkbox"/> 表情の変化がほとんどない | <input type="checkbox"/> 一人でいることが増えた     |
| <input type="checkbox"/> 悪口・陰口を言われている | <input type="checkbox"/> 保護者や兄弟姉妹が過度に厳しい |

### 2 組織的な対応

不登校の要因や背景は多様・複雑であることから個々の事案に対して、チーム学校としての協働によるアセスメントと支援が必要です。

対象児童生徒の状況や事案に応じて支援チームのメンバーを構成し、それぞれの役割や関わりを確認し、定期的に情報交換を行います。また、関係機関との連携をコーディネートする中心的な役割を担う教員を決めておきます。

管理職、担任、不登校担当教員、養護教諭、教育相談担当、学年主任、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）（5ページ参照）等により組織された登校支援会議で、情報共有と支援の方向性を検討し定期的に状況確認と支援の検討を行うことが重要です。

### 3 本人への対応

不登校状態の児童生徒への対応はまず、本人と直接会って状況を把握することが重要です。場合によっては、電話がつながらず、家庭訪問しても会うことができないことが続くかもしれません。その場合は、特に当該児童生徒の安否確認が必要です。スクールソーシャルワーカー（SSW）（5ページ参照）や外部機関と連携し、必ず状況を把握しましょう。

## 4 保護者との連携

不登校の解決は保護者と連携し適切な支援を早期に開始することが重要です。また、1～2日の欠席、遅刻や早退についても適切な支援をしていくことが大切です。欠席理由が明確でなく、欠席する児童生徒がいた場合は、保護者と連絡をとり児童生徒がおかれている状況を確認します。必要に応じて、家庭訪問等を検討します。

学校ではこれまでも児童生徒に気になるところがあれば、本人と個別に面談し本人の状況を把握し、家庭連絡することで保護者と情報を共有しながら対応してきました。電話、手紙、家庭訪問等の対応を行うなかで、実際には、連絡が取りづらかったり、児童生徒本人あるいは保護者とも会えなかったり、児童生徒本人からは何も反応がなかったり等の経験があると想定できます。電話、手紙、家庭訪問等が学校側の一方通行になってしまっている場合、児童生徒や保護者はそれを待っている可能性もあります。諦めず長い気持ちで取り組んでいくことが大切です。

## 5 スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）との連携

担任一人で悩まず必要に応じて、学校で不登校児童生徒への支援を効果的にするために、心理の専門家であるスクールカウンセラー（SC）や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用することが一層求められています。そのためには、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の役割を教職員が十分に理解することが必要です。また、これまで教員が行ってきた児童生徒への支援の全てをスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）が担うということではなく、互いの職務を理解し、専門性を生かしながら協働することが重要です。

荒川区内公立小中学校では、都のSCが週に1回終日勤務し、区のSCが週に1回半日、各校を巡回し、相談業務を行っています。また、SSWについては、各中学校を拠点として常駐し、近隣の小学校に週1回、半日巡回して業務を行っています。

### <SCとの連携>

学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門家を積極的に活用する必要が生じてきました。このため、「心の専門家」として臨床心理士等のSCを配置しています。SCは「心の専門家」として、学級担任が直接、保護者に伝えにくいことを代弁したりすることもあります。また、SCは教職員や児童生徒への研修や講話、相談者への心理的な見立てや対応策を検討し教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を果たしています。

### <SSWとの連携>

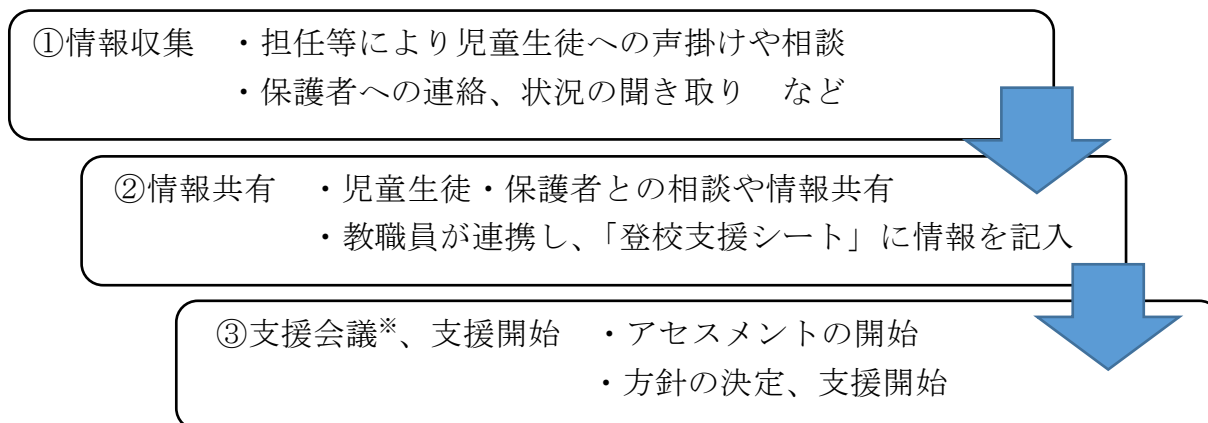
SSWは社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有し、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有しています。SSWは主に、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けをしたり、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整をし、必要に応じて家庭訪問をすることができます。その上で、保護者、教職員等に対する支援・相談を行うことで対応策を検討していきます。

SC、SSWはそれぞれの専門的な立場から学校等へアドバイスをします。SCから『いつでも保健室に来られるようにしながら、学級担任を中心にこまめに声を掛けて様子を見守るのはどうでしょうか。』やSSWから『保護者に着信を残しても折り返しがないので、定期的に家庭訪問をするのはいかがでしょうか。』等の提案がある可能性があります。そのアドバイスを参考に学校が不登校児童生徒へどのような支援を行っていくか決定します。

保護者の方からSC、SSWへ連絡をとることも可能です。SC、SSWの勤務については通学している学校の学級担任、養護教諭、または管理職にお問い合わせください。

## 6 学校における支援の流れ

児童生徒の様子を見ている中で、様々な変化に気付きます。心配な変化が見られた場合には、保護者の協力を得ながら、すぐに情報の収集を開始し、組織でその情報を共有しながら、支援を始めることが大切です。一部の教職員だけで、対応等を抱え込むことがないようにしましょう。



※支援会議の構成メンバー（例）

- ・学校管理職、学級担任、学年主任、養護教諭、不登校担当教員、SC、SSW等

※支援会議で話し合う内容（例）

- ・「登校支援シート」を活用し、児童生徒本人の現状や過去の状態
- ・児童生徒が不登校になった要因（身体・健康面、心理面、社会・環境面等）
- ・支援の方針 など

「早期支援」の取組(例)

児童生徒の様子	学 校	
	学級担任等	組織対応
<p>心のサインの例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>登校しぶりをする</li> <li><input type="checkbox"/>遅刻、早退が多い</li> <li><input type="checkbox"/>体調不良を訴える</li> <li><input type="checkbox"/>休み明けに欠席が多い</li> <li><input type="checkbox"/>表情が暗い</li> <li><input type="checkbox"/>学校の話をしていない、増える</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学業不振</li> <li>●本人の課題</li> <li>●友人関係のトラブル</li> <li>●学校不信(教師等)</li> <li>●親子関係</li> <li>●家庭環境 等</li> </ul>	<p>児童生徒理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人や友人、保護者からの聞き取り</li> <li>・各種アンケート調査の振り返り</li> </ul> <p>学年主任等に報告・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭、生活指導主任教諭等に相談</li> <li>・校長、副校長に報告</li> </ul> <p>状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、友人からの情報(観察・面談等)</li> <li>・教員間の情報(同学年、前担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)</li> <li>・保護者からの情報(電話、連絡帳、面談、家庭訪問等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●早期支援の感覚を大切にする</li> <li>●教員間の連携</li> </ul> <p>対応策を協議</p> <p>状況に応じて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会</li> <li>・生活指導部会</li> <li>・教育相談部会</li> <li>・ケース会議</li> <li>・教育センターに報告(いじめの疑い)</li> </ul>
<p>授業日2日間連続欠席</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●病気欠席の中にも、不登校の兆候があるかもしれない</li> <li>●先生等の連絡を受け、安心して休み、また登校できる</li> </ul>	<p>家庭に電話連絡をする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、保護者と話す</li> <li>・学年主任、養護教諭、生活指導主任に報告(登校後には声を掛ける等の対応をする)</li> <li>・欠席の理由等の把握に努める</li> </ul> <p>学年主任等に報告・相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対応記録を作成</li> </ul>
<p>授業日3日間連続欠席</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問等を受け、心配しながら待っている先生等の気持ちが伝わることで、安心して登校できる</li> <li>●学校からの連絡が煩わしい</li> <li>●学校と話したくない</li> </ul>	<p>家庭訪問を行う(訪問前に学年主任に相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、保護者と会い話すことを試みる</li> <li>・校長、副校長に報告</li> </ul> <p>ケース会議等を実施①</p> <p>学級担任、学年主任、養護教諭、生活指導主任、教育相談担当、校長、副校長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等(各学校で構成されるメンバー)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対応記録を作成</li> </ul>
<p>授業日連続7日以上欠席</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●悩み等を抱え、心身のバランスを崩しているかもしれない</li> <li>●先生等の連絡や訪問には反応がある、もしくは無い</li> <li>●オンラインなら反応できる</li> <li>●学習活動に関心がある、もしくは無い</li> <li>●無気力な状態</li> </ul>	<p>今後の指導方針・体制の確立(役割分担、情報共有、行動連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任等は定期的なアプローチを行う(本人、保護者の様子を確認)</li> </ul> <p>1週間ごとに、学年会等で状況確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別室登校、学校からの授業配信(オンライン授業)等の提案(本人、保護者とのつながりを大切にする)</li> </ul> <p>ケース会議等を実施②</p> <p>2週間後に状況の確認・共有</p> <p>今後の支援体制等の方向性の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校後のスムーズな教室環境の準備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対応記録を作成</li> <li>●登校支援シート</li> <li>●学習の保証                      ≪学習プリント、学校からの授業配信(オンライン授業)等≫</li> <li>●全校体制の支援</li> </ul>



## 第2章 不登校児童生徒への支援メニュー

### 登校サポートルーム



- (1) 対象  
登校は可能だが何らかの理由で自身の教室で授業を受けることが難しい児童生徒
- (2) 概要  
学校内の対象児童生徒の教室以外の場所（空き教室・保健室等）にて、学習等の教育活動を行います。
- (3) 申請方法
  - ① 当該の児童生徒本人または保護者より、学校教職員（管理職、学級担任、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）に別室登校を希望することを伝えます。
  - ② 校長が入室を認めます。
- (4) 学習内容
  - ① 在籍学級の授業をオンラインで受講します。
  - ② 学級担任や支援員等と相談の上、読書や学習ドリル等の自習を行います。
- (5) その他
  - ① 不登校の状態から学校に復帰するにあたり、学校に慣れるために使用することも可能です。
  - ② 登校サポートルームへの参加は、出席となります。
  - ③ 希望があれば、登校サポートルームでの給食喫食も可能です。
  - ④ その他、詳細につきましては、各学校にお問い合わせください。

## 学校からの授業配信（オンライン授業）等

### (1) 対象

不登校児童生徒及び不登校傾向(欠席日数が合計して7日程度)にある児童生徒  
※病気やケガによる欠席や感染症による出席停止等を除く。

### (2) 概要

学校とのつながりを維持し、不登校の予防や復帰、早期支援を行うため、文部科学省が示す要件を考慮しつつ、本区での指針のもと自宅にて在籍学校から配信された授業や学級担任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と面談を行います。一定の条件を満たした場合は「出席扱い」とします。

### (3) 申請方法

- ① 当該の児童生徒本人または保護者より、学校教職員（管理職、学級担任、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）に自宅での学校からの授業配信（オンライン授業）等を希望することを伝えます。
- ② 校長が学校からの授業配信（オンライン授業）等への参加を許可します。

### (4) 学校からの授業配信（オンライン授業）等の内容

- ① 在籍学級から配信された授業をオンラインで受講します。  
※教科や単元によって配信できない場合もあります。
- ② オンラインを活用して学級担任や教員等と面談を行い、学習状況や生活状況を把握し、今後の共通理解を図ります。

### (5) その他

- ① 学校からの授業配信（オンライン授業）等をはじめ際には、事前に学校と打ち合わせを行ってください。
- ② 出席扱いとするためには、原則、双方向での顔出しまたは、チャット等の会話により本人確認を行ってください。
- ③ 学校からの授業配信（オンライン授業）等が実施できた場合は、出席簿等に「オンラインによる出席扱い」と記載して記録してください。
- ④ その他詳細は、10ページの『不登校児童生徒等が自宅において「ICT等を活用した活動」を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについての指針』を参照してください。

## 荒川区

### 不登校児童生徒等が自宅において「ICT等を活用した活動」を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについての指針

#### ○自宅での学習活動等も出席扱いにできる場合があります。

荒川区では、不登校児童生徒及び不登校傾向にある児童生徒の学校復帰、不登校傾向の児童生徒が学校とのつながりを持ち続けていけるよう支援しています。

その一環として、以下に示す「ICT等を活用した活動」を行った場合は、指導要録上「出席扱い」を認めていくため、本指針を策定しました。

#### 1 対象となる児童生徒

不登校児童生徒及び不登校傾向(欠席日数が合計して7日程度)にある児童生徒。

#### 2 出席扱いできる活動等

以下に示す、(1)から(2)の活動を行った場合には校長の判断により、指導要録上出席の取扱いとすることができます。

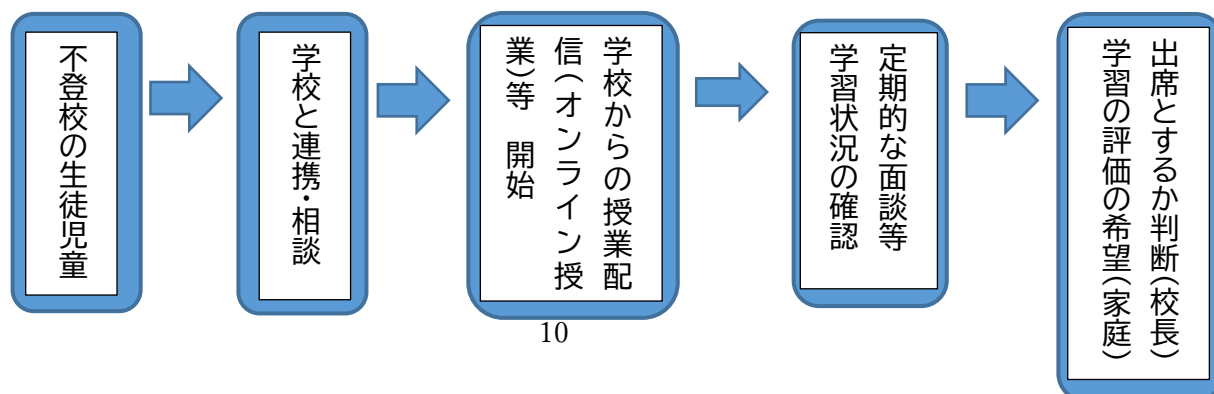
- (1) 学校が配信する学校からの授業配信(オンライン授業)等に参加できた場合  
※原則、双方向での顔出しやチャット等の会話により本人確認が必要になります。
- (2) 本人と教員等とのオンラインで面談にて、学習状況や生活状況等を確認することができた場合  
※上記の活動の状況を踏まえ、校長が総合的に判断します。



#### 3 出席扱い等の要件・学習についての留意点

- (1) 保護者の方は、学校との間に十分な連携・協力し情報共有をしてください。
- (2) 学校が提供するICT等を活用した学習活動を自宅で行ってください。
- (3) 本人の状況を考えながら、不登校改善に計画的に進めてください。
- (4) 学校からの授業配信(オンライン授業)等に参加できた場合には、「参加記録簿」に記入して学校に提出してください。

なお、活動の詳細等につきましては、ご本人の状況を踏まえ、まずは学校に相談してください。



学校からの授業配信等参加記録簿(例)

荒川区立	学校	○年○組名前△△
------	----	----------

【○月】

※活動した日に記録をつけましょう。(保護者の方が記入しても構いません)

活動、学習日	内容	担任等確認	学校長確認
○/○	授業配信・オンライン面談 その他( )		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他( )		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他( )		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他( )		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他( )		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他( )		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他( )		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他( )		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他( )		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他( )		
○月 授業配信・オンライン面談 参加合計日数			
【○月】の成果と反省			
【○月】の目標			
保護者より			

## 適応指導教室「みらい」

### (1) 対象

- ① 何らかの理由で、在籍校に登校することが難しい児童生徒のうち、学校環境に似た環境で、小集団を中心とした教育活動を行うことを希望する児童生徒
- ② 在籍校の校長が必要と認め、かつ、本人及び保護者が適応指導教室への通室を希望する児童生徒
- ③ 荒川区在住または、荒川区立小・中学校に在籍する児童生徒  
※ 私立小・中学校に在籍の児童生徒も、荒川区在住であれば利用可能です。

### (2) 概要

- ① 教育センター内にある適応指導教室「みらい」にて、学校環境に似た環境で、小集団での学習等を進めます。
- ② 退職教員等を中心に、教員免許保持者が学習の支援にあたります。
- ③ 学校復帰や児童生徒の将来の社会的自立を目的としつつ、居場所としての機能もあわせもちます。
- ④ 適応指導教室「みらい」に登校した場合は、「出席扱い」となります。

### (3) 申請方法

#### 入室までの流れ

##### 保護者・児童生徒



- ① 保護者は学校（管理職・学級担任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）に、入室の意思を伝える。
- ② 保護者は学校に、見学・面接等の希望日も併せて伝える。

##### 学 校



- ① 校長が該当の児童生徒に対して通室を許可する。
- ② 校長は適応指導教室長に当該の児童生徒の入室希望の意思を伝える。
- ③ 校長は適応指導教室長に当該児童生徒及び保護者の見学・面接希望日を伝える。

##### 適応指導教室



- ① 適応指導教室長は保護者の希望を基に、見学日・面接日を決定する。
- ② 適応指導教室長は、校長に見学日・面接日を伝える。

##### 学 校



- ① 学校（管理職・学級担任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）は、保護者に見学日・面接日を伝える。

### 保護者・児童生徒



- ① 保護者・児童生徒は適応指導教室「みらい」に出向き見学・面接を実施する。
- ② 保護者・児童生徒は改めて入室の意思を適応指導教室長に伝える。

### 適応指導教室「みらい」

- ① 適応指導教室長は入室を認める
- ② 適応指導教室長は、保護者・児童生徒と相談の上、入室日を決定する。  
※ 本人が最初に通室した日が、「みらい」受入日（入室日）となります。

※ 学校に入室の意思を伝える前に見学を希望する場合、また、学校に直接相談しづらい事情がある場合は、教育センターに直接お問い合わせください。【03(3802)5720】

#### (4) 学習内容

- ① 国語、社会、算数・数学、理科、英語を中心に、基礎的・基本的な知識や技能の習得を、独自の時間割にそって学習します。
- ② 必要に応じて小テストを行い、基礎・基本の学力を身に付けることを目指します。
- ③ 小集団による一斉学習を基本とするが、状況により、学年別指導や個別指導を行います。
- ④ 集団で行うビーチボールを中心として、毎日運動も行い、体力の向上とよりよい人間関係の構築を目指します。
- ⑤ 夏季休業中に学習教室を行い、夏休みの課題等に取り組みます。

#### (5) VLP（バーチャル ラーニング プラットフォーム）の運用

- ① 令和6年度より一定の条件の元でVLP（バーチャル ラーニング プラットフォーム）の運用を開始します。
- ② オンライン上で繋がり、居場所としての機能をもち合わせます。

#### (6) その他

- ① 通室期間は、始業式から修了式までとし、中学3年生、小学6年生は、卒業式前日までとなります。
- ② 月曜日から金曜日まで開室しており、土・日曜日、祝日等は閉室となります。児童生徒の状況に応じて、出席日を柔軟に選べます。  
(<例>月・水・金曜日は「みらい」に、火・木曜日は在籍校に通う等といった対応も可能です。)
- ③ 入室は年度限りです。年度末には全員が「みらい」退室となり、在籍校に復帰します。継続を希望する場合は、改めて面接を行う必要があります。
- ④ 不登校の状態から学校に復帰するに当たり、学校に慣れるために使用することも可能です。
- ⑤ 午前、午後を通しての通室の場合は、お弁当の持参が必要となります。
- ⑥ 小学校第4学年以下の児童については、保護者または保護者に代わる方による登下校の付き添いが必要となります。
- ⑦ 適応指導教室「みらい」は、在籍校での「出席扱い」とします。
- ⑧ 詳細につきましては、各学校にお問い合わせください。

## フリースクール

### (1) 対象

各フリースクールの要綱に基づきますが、一般に何らかの理由で在籍校に登校が難しい児童生徒

### (2) 概要

一般に、不登校の児童生徒に対して、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を指します。

### (3) 申請方法

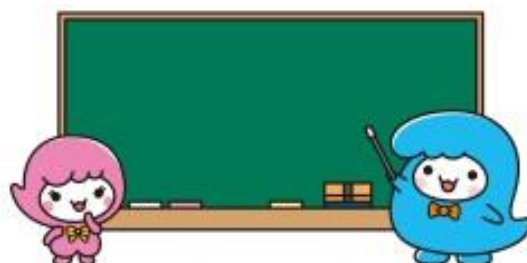
各フリースクールによって異なります。ご希望のフリースクールにお問い合わせください。

### (4) 学習内容

各フリースクールによって異なりますが、学習指導要領に基づいた学校で学習する内容の補習を行ったり、フリースクール独自のカリキュラムに基づいた学習を行ったりしています。オンラインを活用した学習を行うフリースクールも増えていきます。

### (5) その他

- ① フリースクールに登校するにあたり、その授業料相当分に係る費用について、一定の要件を満たすことを条件に補助金が受けられる制度を新たに創設します。詳細につきましては、教育センター【03 (3802) 5720】にお問い合わせください。
- ② フリースクールの出席の取扱いについては、一定の要件のもと、在籍校での「出席扱い」とします。詳細につきましては、16 ページをご覧ください。



## フリースペース

### (1) 対象

各フリースペースの要綱に基づきますが、一般に何らかの理由で在籍校に登校が難しい児童生徒

### (2) 概要

一般に、不登校の児童生徒に対して、居場所を提供することを主たる目的とし、学習活動、教育相談、体験活動、食事提供などの活動を行っている民間の施設となります。

### (3) 申請方法

各フリースペースによって異なります。ご希望のフリースペースにお問い合わせください。

### (4) 学習内容

各フリースペースによって異なりますが、居場所の提供を主としているため、学習活動を必須としていないフリースペースも多くあります。個別にスタッフが対応してくれるフリースペースもあります。

### (5) その他

- ① フリースペースに通うにあたり、その授業料相当分に係る費用について、一定の要件を満たすことを条件に補助金が受けられる制度を新たに創設します。詳細につきましては、教育センター【03（3802）5720】にお問い合わせください。
- ② フリースペースの出席の取扱いについては、一定の要件のもと、在籍校での「出席扱い」とします。詳細につきましては、各学校にお問い合わせください。
- ③ 荒川区教育委員会では、あらかわ子ども応援ネットワークと連携し、児童生徒の支援にあたっています。詳細につきましては、21 ページをご覧ください。

#### 【お問合せ】

荒川区社会福祉協議会

荒川区ボランティアセンター

電話： 03（3802）3338

メールアドレス： [vorase@ajrakawa-shakyo.or.jp](mailto:vorase@ajrakawa-shakyo.or.jp)

〒116-0003 東京都荒川区南千住1-13-20

あらかわ子ども応援ネットワーク

<http://www.kodomo-network.com/>





## 第3章 出席の取扱いについて

各支援の出席の取扱いは以下のとおりとします。

### 登校サポートルーム

児童生徒が在籍校へ登校した場合は「出席」とします。



### 学校からの授業配信（オンライン授業）等

学校からの授業配信（オンライン授業）等については、学校が保護者と協議を行い、できる限りの授業配信（オンライン授業）を行います。その上で配信した授業等に参加できた場合には「出席扱い」と認めます。この場合、オンライン中に本人の顔出し等や1時間中の参加確認等は、必ず「本人確認」を行ってください。本人確認の方法については、原則、双方向での顔出しまたは、チャット等の会話を行うことが必要です。

さらに、「参加記録簿」等を参考にして保護者から参加記録表の提出を求めるなど出席確認を確実に行ってください。

### 適応指導教室「みらい」

児童生徒が適応指導教室「みらい」に登校できた場合は「出席扱い」とします。

### フリースクール・フリースペース

フリースクール・フリースペースへの登校については、本人の「社会的な自立」を支援する方針から、学習内容については幅広く取扱っています。そのため、学習している姿が望ましい姿ですが、しかし、読書活動やゲームなどを行っている場合においても、「社会的な自立」に寄与する活動と認められれば「出席扱い」と判断します。

<フリースクール・フリースペース等の「出席扱い」の可否の判断の流れ>

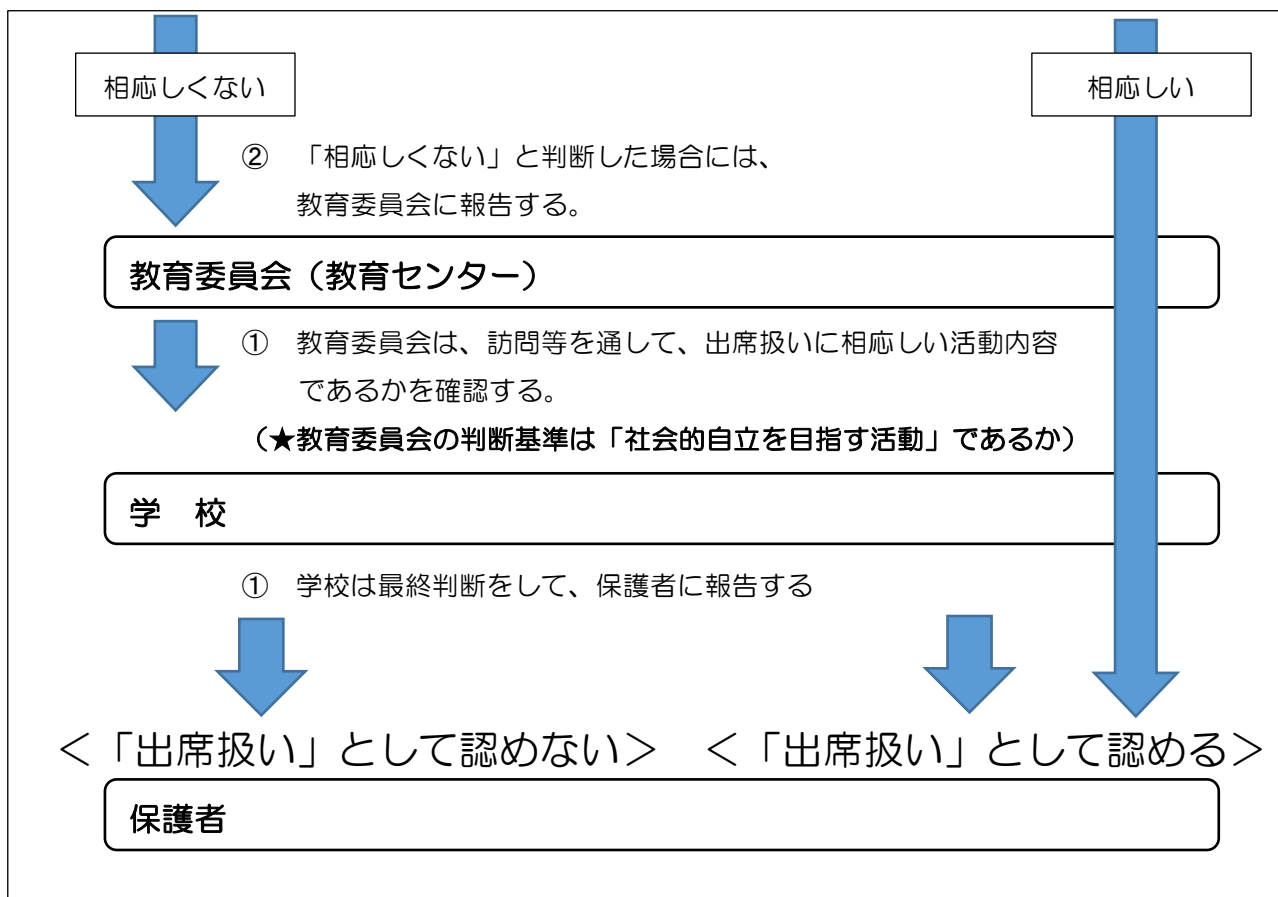
保護者・児童生徒



- ① フリースクール等の通学・通室を希望する。
- ② フリースクール等と手続きを行い、学校に通学・通室する旨を報告する。

学 校（校長）

- ① 校長は、訪問等を通して、「出席扱い」に相応しい活動内容であるかを確認する。



★ 校長は、学校からの授業配信（オンライン授業）等の指導に当たっている学級担任や担当者から定期的な報告を受けたり、フリースクール・フリースペース等への登校について学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会等を開催したりして、その状況を十分に把握していることが必要です。そうした状況を踏まえ、校長が、本人の社会的な自立を支援する方針を鑑み、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断することとします。

【指導要録における出欠の表記について】

不登校児童生徒支援メニュー	出席取扱い	指導要録出席の記録	備考欄への記載
登校サポートルーム	出席	出席日数として表記	
適応指導教室「みらい」	出席扱い	出席日数として表記	出席扱い：適応指導教室みらい通室 57 日
学校からの授業配信（オンライン授業）等	出席扱い	出席日数として表記	出席扱い：自宅における ICT 等による学習 11 日
フリースクール等への通所	出席扱い	出席日数として表記	出席扱い：民間施設〇〇における通所 46 日

## 【出席の取扱いに関するQ&A】

### ○ 学校が配信する授業等について

Q1 「学校が配信する授業等に参加が確認できた」の時間的な条件はありますか。

A1 本人の状況に合わせて、短時間の参加でも「出席扱い」とします。

Q2 オンライン中に本人の顔出し等や1時間中の参加確認等は必要ですか。

A2 出席扱いとするためには、原則、双方向での顔出しまたは、チャット等の会話により本人確認を行うことが必要です。また、参加記録簿等を参考に、本人、保護者と学校間で「学校が配信する授業等」の参加状況を確認します。

Q3 「本人とオンラインで面談を行うことができた」とはどのような場面を想定していますか？

A3 本人とのつながりを維持するため短時間のオンライン面談にて、生活状況や今後の学習計画を児童生徒と教職員が一緒に考えること等を想定しています。

Q4 「出席の取扱いには、上記の活動や要件について校長が総合的に判断する。」とはどういうことですか？

A4 校長は、対面指導に当たっている学級担任や担当者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を開催したりして、その状況を十分に把握していることが必要です。そうした状況を踏まえ、校長が、本人の社会的な自立を支援する方針を鑑み、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断することとしています。

### ○ フリースクール・フリースペース等について

Q1 フリースクール・フリースペース等への登校についての施設的な条件はありますか？

A1 民間施設のフリースクールについては、指導内容・方法、相談手法及び相談・指導体制が整備されていることを想定しています。

Q2 読書活動やゲーム等の活動であっても「出席扱い」としますか。

A2 フリースクール・フリースペース等は、本人の「社会的な自立」を支援する方針から、学習内容については幅広く取扱っています。そのため、学習している姿が望ましい姿ですが、しかし、読書活動やゲーム等を行っている場合においても、他者との関わりを学ぶことを目的としていたり、児童生徒の状況に応じて現在は「通う」ことに意味があると認められたりする場合は、「社会的自立」が認めることができれば「出席扱い」と判断します。

## 第4章 保護者の皆さんへ

### お子さんが学校に行きたくないとしたら

お子さんが学校に行きたくないと訴えたときに、どうしてそう思うようになったのか、何か学校であったのかと不安になったり、お子さんに様々な願いや期待を抱いて一生懸命育ててきただけに、子育てに自信をなくしてしまったりすることもあるかもしれません。しかし、お子さんも必死になっているにもかかわらず思うようにいかず、自分や周囲に対する苛立ちにさいなまれながら、何をどうしたらいいか分からず苦しんでいます。学校に行かないことによって、お子さんのストレスが軽減され精神的に安定することもあるかもしれません。

まずは、保護者が焦らず、本人に寄り添い、必要な支援を考えていくことです。一人で悩まず、家族そして学校や相談機関に相談してみましょ。家庭の様子や学校での様子を共有し、お子さんにとってどのような支援が適切なのか一緒に考えてもらいましょう。自分の思いを聴いてもらえると、何だか心が軽くなって自然と落ち着いたりします。

学級担任や学年主任、養護教諭等の相談しやすい学校関係者への相談が第一歩です。

#### < SOS の例 >

- |                                     |                                      |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 遅刻、早退が増えた  | <input type="checkbox"/> 登校をためらっている  |
| <input type="checkbox"/> 休み明けに欠席が多い | <input type="checkbox"/> 表情が暗い       |
| <input type="checkbox"/> 学校の話をしていない | <input type="checkbox"/> 一人でいることが増えた |



#### (1) 学校では・・・

- ・誰一人取り残さないよう、学級担任や学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（S C）やスクールソーシャルワーカー（S S W）等がチーム学校として、子どもたち一人ひとりに徹底的に寄り添いながら支援します。
- ・お子さん、保護者と連携しながら家庭訪問など必要な支援を行います。
- ・多様な学びの選択肢の一つである別室登校や学校からの授業配信（オンライン授業）等で学びの支援を行います。

#### (2) 教育センターでは・・・

- ・教育相談室にて、電話相談や来所相談を行い、保護者の不安を和らげるようカウンセラーが対応します。
- ・適応指導教室「みらい」にて、子どもたち一人ひとりに合わせた個別学習を行っており、授業日であればいつでも見学が可能です。
- ・あらかじめ子ども応援ネットワークと情報共有を行いながら互いに連携した支援を行っています。
- ・令和6年度に適応指導教室「みらい」に登録している子どもたちの中で、通室が困難な場合において、インターネット上の仮想空間に登校できる仕組みをつくります。
- ・令和6年度より、保護者どうしが不安や悩みを共有できる保護者の会を開催予定です。
- ・令和6年度より登校サポートルーム（別室登校）の支援員を各校に配置するとともに、登校時のアウトリーチ支援及び相談を実施する予定です。また、お子さんに合った支援がなされても、何かが変わるまでには、時間がかかることもあります。お子さんの不安の軽減を第一に考えましょう。

## 相談先・支援機関など



### ○荒川区教育相談室

教育に関する様々な相談を受け付けています。お気軽にお電話ください。

受付時間：月～金曜日

午前9時～午後17時（祝、休日、年末年始を除く）

電話：03-3801-4338

### ○スクールカウンセラー（SC）

区立小・中学校全校に配置された区スクールカウンセラーと都スクールカウンセラーが、学校の相談スペース等で子どもたちや保護者の方からの相談に応じています。利用可能な日時は各学校にご確認ください。

子どもたちの心のケアやストレスの対処法などを相談できる心理の専門家です。子どもたちはもちろんのこと、保護者も相談ができます。区立幼稚園、小中学校に巡回相談を行っています。

主な資格等	臨床心理士、公認心理師等
手法	カウンセリング（心のケア）
主な業務内容	①児童生徒へのカウンセリング ②教職員及び保護者に対する助言・援助 ③児童生徒についてのアセスメント ④校内研修、教育プログラムの実施 ⑤その他、各学校の教育相談において必要と認められるもの

### ○スクールソーシャルワーカー（SSW）

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、子どもたちが置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える子どもたちに支援を行います。利用可能な日時は各学校にご確認ください。

子どもたちやその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につなぐ福祉の専門家です。区立中学校に配置し、近隣の小学校を巡回しています。

主な資格等	社会福祉士、精神保健福祉士等
手法	ソーシャルワーク（置かれた環境への働きかけ）
主な業務内容	①児童生徒が置かれた環境への働きかけ ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム体制の構築、支援 ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

### ○適応指導教室「みらい」

学校を休みがち、あるいは学校に行けない子どもたちのうち、小集団での指導が適切と思われる子どもたちに、将来の社会的自立や在籍校への復帰を目的に学習やスポーツ等の活動の場を提供しています。利用希望の方は各学校にご相談ください。

## その他 子育て全般に関する相談機関

### ○子ども家庭総合センター

荒川区子ども家庭総合センターは、子育てに関するあらゆる相談に対応する専門の相談機関です。子育てのことで悩んだり、身近に心配な子どもがいたりしたら、ご相談ください。

受付時間：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

電話：03-3802-3765

### ○若者相談「わっか」

荒川区若者相談「わっか」は、様々な悩みや不安を抱える若者が気軽に話せる相談先です。相談員が若者一人ひとりの悩みを伺い、適切な支援機関につなぐお手伝いをします。どんなことでもかまいません。お気軽にご相談ください。

受付時間：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～午後5時

電話相談：0120-101-911（フリーダイヤル）

メール相談：[wakka@ml.city.arakawa.tokyo.jp](mailto:wakka@ml.city.arakawa.tokyo.jp)

LINEを活用したチャット相談：

URL：<https://lin.ee/rVRwHTB>

※令和6年4月以降、受付時間等が変更となる場合があります。



### ○あらかわ子ども応援ネットワーク

荒川区では子どもをサポートする活動が手をつなぎ、「あらかわ子ども応援ネットワーク」をつくっています。

子どもだけでなく、地域の多世代が集まり一緒に食事をしたり、学習をサポートしたり、不登校の子どもたちをサポートしたり、シングルママ、シングルパパたちの応援をしたりと活動が広がっています。

URL：<http://www.kodomo-network.com/>





## 第5章 補助資料

令和5年度 不登校対応加配校の実践事例を紹介します。

### 事例1 不登校生徒に対する別室登校までのアプローチ

#### 不登校児童生徒の状況

対象生徒は、第1学年の3学期から不登校傾向となり、自宅からほとんど外出することがない生活となっていた。今年度、第2学年になってからは、SSW、不登校加配担当、学生ボランティア等が家庭訪問を行い、学校とのつながりを築いていった。

**取組1** SSW、学級担任、不登校対応加配教諭で連携を取りながら定期的（週2回程度）に家庭訪問を繰り返す。行事の話などで対象生徒の気持ちを学校に向けようとした。ストレスにならないようコミュニケーションを取り続け、今後の展望についても話題に出し、まずは通学路をSSWとともに歩いてみることにした。

**取組2** 別室登校用教室として、もともと生徒会室となっていた部屋を改装した。不登校生徒が行ってみたいと思えるような空間になるよう学校の全教職員で協力し、整備した。個別の学習スペース、グループでのコミュニケーションスペース、リラクゼーションスペースに水やりのできる農園、学校図書館、特別支援教室などを一体化したエリアに設定し、登校時に他の生徒との接触がない入口も設置した。

**取組3** 新しく整備した教室の内装や設備を写真に撮り、学校の正門から別室登校用の教室への道のを動画をにしたものを不登校生徒に見せて、自分自身が登校をする際のイメージができるようにした。

<別室登校用の教室>



**取組4** 別室登校をした際に、個々に適した対応ができるようオンライン授業環境やブルーレイの設備、カードゲームやアプリの導入などにより、生徒が自分で過ごし方を選択できるような教室作りを行った。別室登校をした生徒が最も興味を示すのはカードゲームで、気持ちを和らげるために、カードゲームを行っている。



**成果** 2学期の中頃から、学校の門の前までSSWと家から歩き、登校をイメージするところからスタートした。それを複数回繰り返し、門をくぐり、別室までたどり着き、30分過ごすことができた。今では1時間談話や読書、カードゲーム、農園の水やりなどで過ごし、給食を食べることもできている。

**課題** 現在は週に数日登校できる程度である。学校にさらに慣れていけるよう、様々なアプローチを行い、生徒の登校意欲を向上させていく。




## 事例2 不登校生徒の別室登校への支援

### 不登校児童生徒の状況

対象生徒は何事も無気力で、不登校の状態が続いている。自己肯定感の低さもあり、友人への適切な距離感が分からず、相手が不快になる言動もありトラブルを起こしてしまう。また学力、理解力の低さも相まって、学校の諸活動を十分に理解して取り組めていない。結果、対象生徒は教室への登校が難しくなり別室登校となった。

**取組1** 月2回「不登校防止対策委員会」を実施し、SSW、不登校担当加配教員、特別支援教育支援員を交えて不登校生徒の登校状況、対応状況を確認している。毎週の企画委員会で不登校生徒の情報共有を行っている。一人に負担を掛けるのではなく、学校全体で見守る体制をつくり組織として対応している。

**取組2** Q U調査を1学期に実施した。結果を分析し、各生徒にとって満足度の高い学級となっているか、また、満足のいく学校生活を送れているかを確認した。支援が必要な生徒への対応を考え、不登校を未然に防止できるよう努めた。さらに生活の悩みアンケート調査を学期毎、臨時を含め5回程度実施し、学校生活や人間関係の不安の早期発見・対応を行っている。

**取組3** 通年を通して不登校生徒に向けて、Google クラウドルーム、YouTube ライブを利用した、授業・行事の配信を行っている。別室登校生徒も視聴できるようにタブレットPCを活用している。校内の別室において、オンラインによる授業で学ぶこともある。

**取組4** 自己肯定感が低く自信がもてない生徒に合わせ寄り添った別室登校の支援を心掛けた。スモールステップの指導を行い、生徒のペースに合わせ悩みを聞き出すことから始め、登校時間の延長、給食への参加など、対象生徒と学年の教員がコミュニケーションを取りながらできることを増やした。

**成果** それぞれの要因に対して個別に対応を継続して、対象生徒個々に寄り添った対応を続けた結果、全体では別室登校の生徒が増え、個々の生徒も学校に対する意識や登校しようとする気持ちの変化が見られている。

**課題** 加配終了に向けての組織づくりは行ってきたが、丁寧な別室対応は人数増に依存していたと思われる。加配終了後も別室登校している生徒への丁寧な支援のため、組織的に対応していく。

## 登校支援シートの作成

登校支援シートは、支援に関する情報を集約し、引き継いでいくものであるため、複数の関係者が正確な情報を共有できるようにすることが必要です。そのため、主観的な判断を避け、客観的な事実を記載することが重要です。また、具体的な支援計画を立てる根拠となったアセスメントは、児童生徒の状況を把握する基本的な情報となるため、複数回アセスメントを実施した場合は、その推移を記載しておくこと、児童生徒の傾向を把握しやすくなります。

## 登校支援シート

		年度		西暦		作成日								
氏名	性別	現在の学年	年	組	入学前の前歴									
			年	組	進学先									
			年	組										
			年	組										
			年	組										
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
出席すべき日数														
出席日数														
内学級以外(※)														
欠席日数														
不登校による欠席														
※保健室などの別室や教育支援センター、校長が指導要録上出席扱いとしている民間施設など														
対応者														
①学級担任	②校長	③副校長	④主幹教諭	⑤生活指導主任	⑥養護教諭	⑦特別支援コーディネーター	⑧その他	⑨の具体的な対応者						
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )							
利用している学校外の関係機関														ｸﾗｯｸ

		現在の状況・様子			特徴・その他	良さ・長所
身体・健康面	睡眠				ここをｸﾗｯｸ	
	食事・運動				ここをｸﾗｯｸ	
	発達・体調不良				ここをｸﾗｯｸ	
	特別な教育的ニーズ				ここをｸﾗｯｸ	
	その他				ここをｸﾗｯｸ	
心理面	学力・学習				ここをｸﾗｯｸ	
	情緒				ここをｸﾗｯｸ	
	社交性・集団行動				ここをｸﾗｯｸ	
	自己肯定感				ここをｸﾗｯｸ	
	関心・意欲				ここをｸﾗｯｸ	
	過去の経験				ここをｸﾗｯｸ	
	その他				ここをｸﾗｯｸ	
社会・環境面	児童・生徒間の関係				ここをｸﾗｯｸ	
	教職員との関係				ここをｸﾗｯｸ	
	学校生活				ここをｸﾗｯｸ	
	家族関係・家庭背景				ここをｸﾗｯｸ	
	地域での人間関係				ここをｸﾗｯｸ	
その他				ここをｸﾗｯｸ		

取扱注意

	本人	保護者
思い 願い		
短期 目標		
登校支援会議の開催日	①	②
	③	④
	⑤	⑥
	⑦	⑧
	⑨	⑩
	⑪	⑫

※開催日が12回を超える場合は次年度への引継ぎ事項欄に追加すること。

	1学期(前期) 主な支援内容	効果	2学期(後期) 主な支援内容	効果	3学期 主な支援内容	効果
身体・ 健康面						
長期休業						

	1学期(前期) 主な支援内容	効果	2学期(後期) 主な支援内容	効果	3学期 主な支援内容	効果
心理面						
長期休業						

	1学期(前期) 主な支援内容	効果	2学期(後期) 主な支援内容	効果	3学期 主な支援内容	効果
社会・ 環境面						
長期休業						

[重要] 次年度への引継ぎ事項・家庭に関する引継ぎ事項	
	校長印